

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すでに市報などで掲載されているものや、例年行われているイベント・事業についても中止・延期となっている可能性があります。事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。

市からの 連絡帳

税・届け出 証明書コンビニ交付サービス停止のお知らせ

システムメンテナンスに伴い、下記の日程でマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが終日停止します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

□**日程**
5月2日(土)～6日(休)

□**対象店舗**
市内外の全ての店舗

▶**市民課**
☎ 042-460-9820
☎ 042-438-4020

今年度の納期

今年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。納税には便利な口座振替をご利用ください。

納期限を過ぎると、延滞金の加算や差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力

ください。お困りの事情がある方はご相談ください。

当初納税通知書でコンビニ納付やペイジー納付、クレジットカード納付が可能です。

1期	5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税
	6月	市・都民税(普通徴収)
2期	7月	固定資産税・都市計画税
	8月	市・都民税(普通徴収)
3期	10月	市・都民税(普通徴収)
	12月	固定資産税・都市計画税
4期	1月	市・都民税(普通徴収)
	2月	固定資産税・都市計画税

※納期限日は各納期月の末日(12月は25日)

※納期限日が(土)・(日)・(祝)など金融機関休業日の場合は、翌営業日に繰り延べ

※口座振替の申込は、下記へお問い合わせください。

▶**納税課** ☎ 042-460-9831

市税納付を口座振替に

夜間と休日に期間限定窓口を開設

ペイジー口座振替受付サービスは、金融機関のキャッシュカードを専用端末に通すことで口座振替をお申し込みいただけるサービスです。

固定資産税・都市計画税と軽自動車税(種別割)の令和2年度納税通知書発送に伴い、ペイジー口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に大変便利な口座振

替登録をしてみませんか。今回の登録で令和2年度第1期からの口座振替が間に合います。

☑**固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、市民税・都民税(普通徴収)、国民健康保険料**

□**利用可能な金融機関**

●銀行…みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・きらぼし・ゆうちょ

●信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩

●その他…中央労働金庫

☎ ●5月11日(月)～15日(金)午後8時まで
●16日(土)午前9時～午後3時

☎ **場** 納税課(田無庁舎4階)

☎ **持** キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類・令和2年度の納税通知書

※法人カード・代理人(家族)カードなど、一部取り扱いできないカードあり

▶**納税課** ☎ 042-460-9831

市税・国民健康保険料の

休日電話納付相談窓口

電話による相談を受け付けます。

☎ **時** 5月9日(土)・10日(日)午前9時～午後4時

☎ **場** いずれも田無庁舎のみ

●市税…納税課(4階)

●国民健康保険料…保険年金課(2階)

☎ **内** 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

▶**納税課** ☎ 042-460-9832

▶**保険年金課** ☎ 042-460-9824

福祉

介護職員初任者研修課程の受講料を助成

介護人材の育成・質の高い介護保険サービスの提供を目的として、介護職員初任者研修課程の受講料を助成します。

☎ **助成対象** 研修に係る受講料・教材費など(上限額5万円まで)

☎ **対象者** 4月1日以後に開講された介護職員初任者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた方であって、次のいずれかに該当する方

●在住であり、市内の介護保険サービス事業所に介護職員として就業する見込

みである ●市内の介護保険サービス事業所に従事している介護職員である

☎ 令和3年3月31日までに、「介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書」に必要な書類を添えて下記へ郵送または持参

※可能な限り郵送での申請をお願いします

※詳細は市HPまたは下記へ

▶**高齢者支援課** ☎ 042-420-2810

庁舎窓口到手話通訳者を配置

両庁舎でのお手続き・相談などが必要な場合にご利用ください。

☎ **手話通訳者配置日** 午後1時～5時

福祉の相談窓口(保谷庁舎)	田無庁舎
5月13日(水)	5月22日(金)

※通訳者配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶**障害福祉課** ☎ 042-420-2804

☎ FAX 042-466-9666



東京都身体障害者補助犬給付事業

身体障害者補助犬の給付申請を受付します(盲導犬・介助犬・聴導犬)。

☎ ①都内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者 ②視覚障害1級の方 ③肢体不自由1・2級の方 ④聴覚障害2級の方 ⑤世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7,000円未満の方

※事前に訓練事業者に補助犬の給付相談が必要です。

※詳細は下記へお問い合わせください。

▶**障害福祉課** ☎ 042-420-2804

☎ FAX 042-466-9666



新型コロナウイルス感染症に関する 最新情報も配信中!

▼市HP



▼安全・安心いーなメール



※市内の防犯・防災に関する情報を配信

1 空メールを送信して登録

☎ nishi-tokyo-city@sg-m.jp

2 左記QRコードより登録



児童育成手当(育成手当・障害手当)の新規申請を～6月が年度更新月です～

現在手当を受給していない方で支給要件に当てはまる方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などに変更があり、新年度から該当すると思われる方は、5月中旬に申請してください。手当の支給は申請の翌月からです。所得が一定額以上の場合、手当は支給されません(表1参照)。 ▶子育て支援課 ☎ 042-460-9840

◆育成手当

☎ 父・母が婚姻を解消または同様の状態などにある、18歳に達してから最初の3月31日までの児童を扶養している方
※受給者が事実婚状態にある場合などは対象外。詳細はお問い合わせください。

☎ **支給金額** 月額13,500円(児童1人当たり)

☎ **所得制限** 表1参照

☎ **必要書類** 表2参照(後日提出可)

◆障害手当

☎ 愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を扶養している方

☎ **支給金額** 月額15,500円(児童1人当たり)

☎ **所得制限** 表1参照

☎ **必要書類** 表2参照(後日提出可)

表1 令和2年度所得制限額表(令和元年中の所得額)

扶養人数	限度額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

以降1人増すごとに38万円加算

表2 申請に必要なもの

必要なもの	育成手当	障害手当
認め印	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	-
申請者等の個人番号(マイナンバー)の分かるものと身分証明書など	○	○
申請者名義の預金口座の分かるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	-	○
そのほか(申請者等の状況により住民票・課税証明書・調査書類など)	○	○